

インターネット選挙運動解禁に伴う、公開討論会等※の規制解禁

※公開討論会等には、合同・個人演説会を含む。

■参考文献:総務省 インターネット選挙運動の解禁に関する情報 http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

1. ネット選挙解禁に伴い、公開討論会等で解禁された規制

| No. | 公開討論会等で解禁された規制 | 関連解禁項目 | 解禁内容 | 解禁内容の解説 |
|-----|---|-------------------------------------|--|--|
| 1 | ウェブサイト等※で、合同・個人演説会の告知ができるようになった。 ◆公示/告示前の、合同・個人演説会の告知は事前運動となるため、引き続き禁止。(公選法第129条、第239条) ◆告知ウェブサイト印刷して頒布することも禁止。(公選法第142条、第243条) | 1. ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁 | ○何人も、ウェブサイト等※1 を利用する方法により、選挙運動を行うことができるようになります(改正公職選挙法第142条の3第1項)。 | ※1 ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。例えば、ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等です。 |
| 2 | ウェブサイト等※で、公開討論会の動画を公示/告示後でも公開することができるようになった。 ◆ウェブサイト等に、電子メールアドレス等の表示義務がある。 | | ○選挙運動用ウェブサイト等には電子メールアドレス等※2 を表示することが義務づけられます(改正公職選挙法第142条の3第3項)。 | ※2 電子メールアドレス等とは、電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報をいいます。具体例としては、電子メールアドレスの他、返信用フォームのURL、ツイッターのユーザー名が挙げられます。 |
| 3 | ウェブサイト等※で、合同・個人演説会の動画を公開することができるようになった。 ◆ウェブサイト等に、電子メールアドレス等の表示義務がある。 | | | |
| 4 | フェイスブックやLINEなどユーザー間でやりとりするメッセージ機能での合同・個人演説会の告知が、企画・運営団体や一般有権者でもできるようになった。 ◆公示/告示前の、合同・個人演説会の告知は事前運動となるため、引き続き禁止。(公選法第129条、第239条) ◆これらメッセージ機能を印刷して頒布することも禁止。(公選法第142条、第243条) ◆電子メールは、「フェイスブックやLINEなどユーザー間でやりとりするメッセージ機能」のようにウェブサイトを利用する方法ではないので、企画・運営団体が合同・個人演説会の告知を電子メールで頒布することは引き続き禁止。(改正公職選挙法第142条の4第1項) | 1. ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁 | ○何人も、ウェブサイト等※1 を利用する方法により、選挙運動を行うことができるようになります(改正公職選挙法第142条の3第1項)。 ○選挙運動用ウェブサイト等には電子メールアドレス等※2 を表示することが義務づけられます(改正公職選挙法第142条の3第3項)。 | ※1 ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。例えば、ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等です。 ※2 電子メールアドレス等とは、電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報をいいます。具体例としては、電子メールアドレスの他、返信用フォームのURL、ツイッターのユーザー名が挙げられます。 |

| No. | 公開討論会等で解禁された規制 | 関連解禁項目 | 解禁内容 | 解禁内容の解説 |
|-----|---|---|--|---|
| 5 | <p>屋内の合同・個人演説会で、選挙運動に係る映写ができるようになった。</p> <p><選挙運動に係る映写の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・manifestoの投影 ・候補者の政策ビデオ映写 ・候補者の応援ビデオ映写 ・演説中の候補者の拡大投影 ・他会場にいる候補者の生中継等 | 5. 屋内の演説会会場内における映写の解禁等 | <p>屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写が解禁されるとともに、屋内の演説会場内におけるポスター、立札及び看板の類についての規格制限は撤廃されます(改正公職選挙法第143条第1項第4号の2、第9項、第201条第6項第3号)。</p> | |
| 6 | <p>屋内の合同・個人演説会で、要約筆記の投影ができるようになった。</p> <p>◆ただし、合同・個人演説会での要約筆記は無償の場合のみ可能。(第197条の2)</p> | | | |
| 7 | <p>屋内の演説会場内におけるポスター、立札及び看板の類についての規格制限※は撤廃された。</p> <p>※ただし、立札及び看板の設置義務そのものは維持であり解禁されていない</p> | | | |
| 8 | <p>選挙期間中に、公開討論会等の主催者/企画運営団体のウェブサイト等に、manifestoを掲載することが可能になった</p> | <p>1. ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁</p> <p>2. 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁</p> | <p>【問4】インターネットを通じて、manifestoやビラ、ポスターのデータを頒布することは認められるか。また、インターネットにより頒布されたmanifestoやビラ、ポスターのデータを紙媒体に打ち出して頒布・掲示することはどうか。</p> | <p>【答】manifestoをウェブサイト上に掲載したり、選挙運動用電子メールに添付したりすることは、「インターネット等を利用する方法」(公職選挙法142条の3第1項)により頒布するものであるから、本改正の解禁の対象となり、可能である。manifestoを記載した紙媒体のパンフレットや書籍の頒布については、その方法等に一定の規制がなされているが(同法142条の2)、本改正後は、ウェブサイト上に掲載された文書や電子メールに添付された文書については、こうした規制はかからない。</p> |

2. ネット選挙解禁に伴い、公開討論会等で解禁されたと誤解されがちな、従来通り維持される規制

| No. | インターネット選挙運動解禁後も、従来と変わらない公開討論会関連規制 | 関連項目 | 従来と変わらない規制の内容 | 従来と変わらない規制の解説 |
|-----|---|-------------------------------------|--|--|
| 101 | ウェブサイト上に掲載されたmanifestoやビラを紙に印刷して、公示/告示前の公開討論会会場で頒布することは、引き続き禁止。 | 1. ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁 | 【問4】(中略)また、インターネットにより頒布されたmanifestoやビラ、ポスターのデータを紙媒体に打ち出して頒布・掲示することはどうか。 | 【答】ウェブサイト上に掲載され、又は選挙運動用電子メールに添付されたmanifestoやビラを紙に印刷して頒布することやポスターを紙に印刷して掲示することは、公職選挙法142条及び143条の規定に違反する。 |
| 102 | ウェブサイト上に掲載されたmanifestoやビラを紙に印刷して、選挙期間中の合同・個人演説会会場で頒布することは、引き続き禁止。 ◆したがって、合同・個人演説会会場で頒布可能なmanifestoは、従来通り、パンフレット・書籍(国政選挙)またはビラ(首長戦)のみ。 | | | |
| 103 | 屋外で開催する合同・個人演説会や合同・街頭演説会で、選挙運動に係る映写を行うことは、引き続き禁止。 ＜選挙運動に係る映写の例＞ ・manifestoの投影 ・候補者の政策ビデオ映写 ・候補者の応援ビデオ映写 ・演説中の候補者の拡大投影 ・他会場にいる候補者の生中継等 | 5. 屋内の演説会会場内における映写の解禁等 | 屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写が解禁されるとともに、屋内の演説会場内におけるポスター、立札及び看板の類についての規格制限は撤廃されます(改正公職選挙法第143条第1項第4号の2、第9項、第201条第6項第3号)。 | |
| 104 | 屋外で開催する合同・個人演説会や合同・街頭演説会で、要約筆記の投影を行うことは、引き続き禁止。 | | | |
| 105 | 屋外で開催する合同・個人演説会や合同・街頭演説会におけるポスター、立札及び看板の類についての規格制限は、従来から変更無し。 | | | |
| 106 | 屋内の合同・個人演説会で、要約筆記者に報酬を支給することは、引き続き禁止。 | 5. 屋内の演説会会場内における映写の解禁等 | | 第197条の2(実費弁償及び報酬の額)で、選挙運動に従事する(例えば合同・個人演説会での)手話通訳者への報酬の支給は認められているが、要約筆記者への支給は認められていない。ネット選挙解禁で、屋内の合同・個人演説会での要約筆記の投影が解禁された(改正公職選挙法第143条第1項第4号の2、第9項)が、第197条の2は改正されていないため。したがって、要約筆記者を無料派遣していただければ、合同・個人演説会で要約筆記が可能です。 |

| No. | インターネット選挙運動解禁後も、従来と変わらない公開討論会 関連規制 | 関連項目 | 従来と変わらない規制 の内容 | 従来と変わらない規制の解説 |
|-----|---|-------------------------------------|--|--|
| 107 | 合同・個人演説会の企画・運営団体が、合同・個人演説会や、その動画サイトの有料インターネット広告を行うことは、引き続き禁止。 | 3.選挙運動用 有料インターネット広告等の 禁止等 | 選挙運動のための有料インターネット広告については禁止されています。ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます（改正公職選挙法第142条の6）。 | |
| 108 | ウェブサイト等※での公開討論会等の動画の掲載などの報酬を、候補者が公開討論会主催者に支払うことは、引き続き禁止。 | 1.買収罪の適用 | 【問32】業者に、選挙運動用ウェブサイトや選挙運動用電子メールに掲載する文案を主体的に企画作成させ、その内容を候補者が確認した上で、ウェブサイトへの掲載や電子メール送信をさせる場合、報酬を支払うことは買収となるか。 | 【答】 一般論としては、候補者が確認した上でウェブサイトへの掲載や電子メール送信が行われているものの、業者が主体的・裁量的に選挙運動の企画立案を行っており、当該業者は選挙運動の主体であると解されることから、当該業者への報酬の支払は買収となるおそれが高いものと考えられる。 |
| 109 | 選挙当日に、公開討論会等の動画やmanifestoを掲載したウェブサイト等※を更新することは、引き続き禁止。 | | 【問38】選挙期日の当日にウェブサイト等を更新したり、選挙運動用電子メールを送信したりすることはできるか。 | 【答】 1 選挙期日の当日における選挙運動用文書図画の頒布については、従前と同じく禁止されており、ウェブサイトの更新や選挙運動用電子メールの送信は行うことができない（公職選挙法129条）。 |
| 110 | 選挙当日に、公開討論会等の動画やmanifestoを掲載したウェブサイト等※を削除せずに残しておくことは、引き続き可能。 | 1. ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁 | 【問38】また、選挙運動期間中にウェブサイトに掲載した選挙運動用文書図画は、選挙期日の当日も削除せずにそのまま残しておくことができるか。選挙期日の翌日以降はどうか。 | 2 選挙運動期間中にウェブサイトに掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日の当日においても、削除することなくそのまま残しておくことができる（公職選挙法142条の3第2項）。 選挙運動期間中にウェブサイトに掲載された選挙運動用文書図画は選挙運動性を有するため、選挙期日の当日においても当該文書図画を不特定又は多数の者が閲覧することができる状態に置いたままにする行為は、特段の規定がなければ、選挙期日の当日における選挙運動を禁止する同法129条に違反するおそれがある。 このような解釈を踏まえ、また、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の特性等を勘案して、政策的に、選挙運動期間中にウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画については、同法129条の規定にかかわらず、選挙期日の当日においても、受信者の通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができることとした。 |

| No. | インターネット選挙運動解禁後も、従来と変わらない公開討論会 関連規制 | 関連項目 | 従来と変わらない規制 の内容 | 従来と変わらない規制の解説 |
|-----|---|-------------------------------------|--|---|
| 111 | 選挙期日の翌日以降に、公開討論会等の動画やmanifestoを掲載したウェブサイト等※ を削除せずに残しておくことは、引き続き可能。 | 1. ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁 | 【問38】選挙期日の翌日以降はどうか。 | 3 また、選挙期日の翌日以降については、一般的には、 ① ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画には、特定の選挙における特定の公職の候補者等に関する内容が記載されていることが多いと考えられること ② 選挙期日以降もそのままにしておいた選挙運動用ウェブサイト等については、選挙期日後新たな文書図画の「頒布」が行われたとは言い難いことからすると、基本的には、このような行為が、次の選挙の事前運動の禁止に関する公職選挙法の規定(同法129条)に抵触する場合は、考えにくいものと解される。 |
| 112 | 企画・運営団体や一般有権者が電子メールを利用して合同・個人演説会を不特定多数に告知すること(頒布すること)は、引き続き禁止。 ◆企画・運営団体や一般有権者が電子メールを利用して合同・個人演説会を告知できる方法は、引き続き、私信のみである。私信は頒布ではないため、もともと第142条(文書図画の頒布)の規制対象ではない。また、私信は、日本国憲法第21条で「通信の秘密」が保障されている。 | 2. 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁 | 電子メールを利用する方法※による選挙運動用文書図画については、候補者・政党等に限って頒布することができます(改正公職選挙法第142条の4第1項)。候補者・政党等以外の一般有権者は引き続き禁止されています。 | ※ 電子メールを利用する方法とは、特定電子メールの適正化等に関する法律第2条第1号に規定する方法をいいます。その全部又は一部にシンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方式(SMTP方式)と、電話番号を送受信のために用いて情報を伝達する通信方式(電話番号方式)の2つが定められています。一般の電子メールを用いずにフェイスブックやLINEなどユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、電子メールを利用する方法ではなく、ウェブサイト等を利用する方法に含まれますので、候補者・政党等以外の一般有権者も利用できます。 |
| 113 | 未成年者は、インターネット選挙運動を含め、合同・個人演説会等の選挙運動をすることは、引き続き禁止。 | 1. ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁 | ○何人※1 も、ウェブサイト等を利用する方法により、選挙運動を行うことができます(改正公職選挙法第142条の3第1項)。 | ※1 従前より選挙運動を禁止されている者、すなわち、 ① 選挙事務関係者 ② 特定公務員 ③ 未成年者(同法137条の2) ④ 選挙犯罪等により選挙権及び被選挙権を有しない者 については、インターネット選挙運動においても、引き続き、選挙運動をすることが禁止される。 |

本改正は公布の日(平成25年4月26日)から起算して1月を経過した日(同年5月26日)から施行される(改正附則1条)。